

## 契約締結時における提出書類一覧

- ① 契約書及び印紙（一部に貼付） ※電子契約の場合、不要です  
印紙税額一覧表

業務委託料が		
	1万円未満	非課税
1万円以上	100万円以下	200円
100万円を超え	200万円以下	400円
200万円を超え	300万円以下	1,000円
300万円を超え	500万円以下	2,000円
500万円を超え	1,000万円以下	10,000円
1,000万円を超え	5,000万円以下	20,000円
5,000万円を超え	1億円以下	60,000円
1億円を超え	5億円以下	100,000円
5億円を超え	10億円以下	200,000円
10億円を超え	50億円以下	400,000円
50億円を超えるもの		600,000円

注1 監理業務委託は印紙不要

注2 課税事業者は、（業務委託料－消費税）が印紙税の対象金額

注3 金額変更の伴わない工期・内容変更、または減額変更の場合の印紙税は200円

- ② 免税事業者届出書（消費税） ※課税事業者届出書の提出は、不要です

契約日を含む決算期間を記入してください。

徳島県営繕課のホームページから様式をダウンロードできます。

- ③ 履行保証（電子保証書でも可）

当初設計金額（税込み）が2000万円以上の場合は、業務委託料の1/10以上の金銭的保証を付してください。

契約保証金を金融機関で納付する場合は、領収書の写しを提出、原本を持参ください。

- ④ 建築士法22条の3の3に定める記載事項 ※建築士免許証の写しも提出してください

建築設計の場合のみご提出ください。

契約書の中に入れますので、事前にメール提出してください。

徳島県営繕課のホームページから様式をダウンロードできます。

- ⑤ 成績評定に関する意向確認書

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満の場合。

徳島県営繕課のホームページから様式をダウンロードできます。

- ⑥ 重要事項説明書

営繕課担当者に対し、直接説明をしてください。

徳島県営繕課のホームページから様式をダウンロードできます。

- ⑦ 電子契約同意書兼メールアドレス確認書

電子契約を希望される場合は落札決定時の連絡をした際に申し出た上で、こちらの様式をメールで提出してください。

徳島県営繕課のホームページから様式をダウンロードできます。

## 前金・精算払い時における提出書類一覧

- イ. 前金払い（支払額 業務委託料×3/10以内 千円未満切り捨て）  
業務委託料が100万円以上の場合で、請求することができます。

- ・請求書
- ・西日本建設業保証（株）の前払金保証契約証書（電子保証書でも可）

- ロ. 精算払い

- ・請求書

### 連絡先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県庁7階  
徳島県県土整備部営繕課  
長寿命化・企画担当  
088-621-2614